

藤交地第 21 号

令和 8 年 7 月 1 日

自治会長・町内会長 各位

交通安全・地域安全課長

令和 9 年度 見守り防犯カメラ設置要望書の提出について（依頼）

来年度予算編成のため、令和 9 年度において防犯カメラの設置を検討している自治会・町内会は、下記のとおり別紙「令和 9 年度 見守り防犯カメラ設置要望書」を御提出くださいますようお願いいたします。

記

- 1 **提出書類** 「令和 9 年度 見守り防犯カメラ設置要望書」（別紙）
※毎年度 1 団体あたり 2 台が限度となります。
- 2 **提出方法** 直接窓口、各地区交流センター、F A X またはメールにて御提出ください。
- 3 **提出期限** 9 月 4 日（金）【自治協力委員会開催日】
- 4 **そ の 他**
 - ・この要望書は来年度予算要求のための資料であり、実際に補助金の交付を決定するものではありません。
 - ・詳細は裏面「見守り防犯カメラ設置費補助金の概要」をご覧ください。
 - ・不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

交通安全・地域安全課（市役所 4 館東階）

Tel : 054-631-5553

Fax : 054-643-3327

見守り防犯カメラ設置費補助金の概要

地域の自主的な防犯活動を支援するため、見守り防犯カメラを設置する自治会、町内会に対して設置費の一部を補助します。

補助対象者

市内の自治会・町内会

補助金額

- ・補助の対象経費の10分の9以内、上限額30万円（1台あたり）
- ・毎年度1団体あたり2台まで

防犯カメラの規格

犯罪の防止を目的として、公共空間 ※1に向けて特定の場所に継続的に設置され、現に撮影するビデオカメラで、下記の画像記録機能を有するものとなります。

区分	仕様
有効画素数	200万画素以上
録画時間	24時間録画し、画像データを2週間以上保存できるものであること。
フレームレート	4フレーム/秒以上
記録媒体	光ディスクその他これに準ずる方法により、確実に記録しておくことができる機能を有するものであること

※1 道路、公園、広場、地下道など、国又は地方公共団体が管理する不特定多数の者が自由に通行又は利用できる空間。

（ゴミ出しのマナー違反者や犬の糞の不始末者を監視する等の目的のためには利用できません）

補助対象経費

見守り防犯カメラの設置事業に要する経費のうち下記の経費となります。

- ・見守り防犯カメラの購入及び設置に要する経費
- ・見守り防犯カメラを設置している旨を示す看板の製作及びその設置に要する経費

※監視モニターや機器の保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費は補助対象外です。

管理・運用について

- （1）見守り防犯カメラの設置にあたっては、『藤枝市見守り防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン』を遵守し、プライバシー保護に配慮し適切な管理・運用を行っていただきます。詳しくは市HPをご確認ください。
- （2）設置し、撤去するまでの間は、見守り防犯カメラを適切に維持管理していただきます。設置後は年に一度、防犯カメラの設置状況や活用状況を記載した「管理状況報告書」を提出していただきます。
- （3）設置後6年間は継続して運用していただきます。

令和9年度 見守り防犯カメラ設置要望書

自治会 又は 町内会名

自治会長 又は 町内会長名

1 要望数 _____ 台

※毎年度1団体あたり2台が限度となります。

2 要望場所

要望数	設置希望場所	※ ¹ 通学路該当
記入例	藤枝市〇〇1丁目2番地3号 地先	○
1台目		
2台目		

※¹ 撮影範囲に小学生または中学生の通学路が入る場合は○を記入してください。

3 要望理由

要望数	要望理由
記入例	周辺に街灯が少なく、過去に不審車両が停車していたことがあったため。
1台目	
2台目	

※要望がある場合には、令和8年9月4日（金） 自治協力委員会までにご提出ください。

提出期限：令和8年9月4日（金）

提出先：藤枝市交通安全・地域安全課（東館4階）

電話：054-631-5553（直通）

E-mail：kotsuanzen@city.fujieda.lg.jp